令和８年度

越谷市労働報酬等審議会第１回会議

日　時 令和８年１０月８日（木）１４：００～
場　所 第三庁舎５階　会議室７

次　第

○審議会第１回会議

１　開会

２　諮問

３　議事

（１）越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について

（２）報告事項
①令和７、８年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について
②受注者・労働者アンケート結果について
③長期継続契約における契約変更等について

（３）協議事項
①業務委託等に係る労働報酬下限額について

４　その他

５　閉会

越谷市労働報酬等審議会　委員名簿

（順不同・敬称略）

令和８年１０月１日現在

	氏名	委員区分	所属	その他
委員	よこや　たけし 横家　豪	学識経験者	埼玉弁護士会越谷支部	横家豪法律事務所
	すぎやま　ゆか 杉山　由華	学識経験者	埼玉県社会保険労務士会 越谷支部	埼玉県社会保険労務士会 社会貢献委員会 労働条件審査運営小委員会推進員
	たかはし　かずひこ 髙橋　和彦	事　業　者	越谷建設推進協同組合 理事	髙元建設株式会社 代表取締役
	なかむら　みつはる 中村　光晴	事　業　者	一般社団法人埼玉県経営者協会	株式会社エナジー宇宙（そら） 総務企画部長
	たにの　しげひさ 谷野　成寿	労　働　者	埼玉土建一般労働組合 越谷支部　書記長	
	やました　ひろゆき 山下　弘之	労　働　者	越谷地区労働組合協議会 副議長	

委嘱期間　　令和７年１０月１日から令和９年９月３０日まで

資料１

令和８年度越谷市労働報酬等審議会第１回会議資料

【越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について】

1　審議会の目的

越谷市公契約条例（平成２９年４月１日施行）に基づく労働報酬下限額を決定するにあたり、その過程の透明性や、水準の妥当性、公平性等を確保するため、市長からの諮問に応じて調査・審議を行うものです。

○労働報酬下限額とは

公契約に係る適正な労働環境を確保する観点から、市が独自に定め、受注者に対して義務付ける賃金の下限額（建設工事の各職種及び業務委託ごとに設定）

2　審議会開催状況

平成28年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成29年1月12日(木)	10:00~12:00	本庁舎2階庁議室	委嘱式、諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
第2回会議	平成29年1月25日(水)	14:30~16:30	本庁舎5階第4委員会室	業務委託等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	平成29年2月13日(月)	13:30~15:30	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成29年2月17日(金)	13:45~14:10	本庁舎2階庁議室	答申

平成29年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成30年1月10日(水)	15:00~17:10	本庁舎5階第4委員会室	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
第2回会議	平成30年2月14日(水)	10:00~11:05	中央市民会館5階特別会議室	業務委託等、建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成30年3月13日(火)	11:00~11:25	本庁舎2階庁議室	答申

平成30年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成30年11月22日(木)	14:00~16:10	本庁舎5階第4委員会室	諮問、業務委託等、建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成31年1月7日(月)	13:00~13:25	本庁舎2階庁議室	答申

令和元年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和元年10月2日(水)	14:00~15:00	本庁舎2階庁議室	委嘱式、諮問、事前説明労働報酬下限額について
第2回会議	令和元年10月15日(火)	9:30~11:30	中央市民会館5階特別会議室	業務委託等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	令和2年3月12日(木)	14:00~15:00	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和2年3月24日(火)	13:00~13:30	本庁舎2階庁議室	答申

令和2年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和2年10月21日(水)	10:00~11:30	本庁舎2階庁議室	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和2年10月21日(水)	11:30~11:40	本庁舎2階庁議室	答申
第2回会議	令和3年3月16日(火)	書面開催	書面開催	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和3年3月24日(水)	書面開催	書面開催	答申

令和3年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和3年10月4日(月)	9:30~11:30	本庁舎8階第2委員会室	委嘱式、諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和3年10月4日(月)	11:30~11:40	本庁舎8階第2委員会室	答申
第2回会議	令和3年11月25日(木)	14:00~15:30	中央市民会館5階特別会議室	見習い・手元等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	令和4年3月15日(火)	13:30~14:50	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和4年3月23日(水)		本庁舎4階庁議室	答申

令和4年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和4年10月7日(金)	10:00~11:20	本庁舎4階庁議室	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和4年10月7日(金)	11:20~11:30	本庁舎4階庁議室	答申
第2回会議	令和5年1月30日(月)	14:00~15:30	中央市民会館5階第8会議室	手元・見習い等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	令和5年3月14日(火)	14:00~15:00	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和5年3月24日(金)		本庁舎4階庁議室	答申

令和5年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和5年10月6日(金)	14:00~15:50	本庁舎4階庁議室	委嘱式、諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和5年10月6日(金)	15:50~16:00	本庁舎4階庁議室	答申
第2回会議	令和6年3月14日(木)	14:00~15:45	中央市民会館5階第8会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和6年3月22日(金)	13:30~14:00	本庁舎4階庁議室	答申

令和6年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和6年10月8日(火)	14:00~15:50	第三庁舎5階会議室6	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和6年10月8日(火)	15:50~16:00	第三庁舎5階会議室6	答申
第2回会議	令和7年3月14日(金)	14:00~15:45	第三庁舎5階会議室6	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和7年3月21日(金)	13:30~14:00	本庁舎4階庁議室	答申

令和7年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和7年10月10日(金)	14:00~16:00	本庁舎4階庁議室	委嘱式、諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和7年10月10日(金)	16:00~16:10	本庁舎4階庁議室	答申
第2回会議	令和8年3月16日(月)	14:00~15:45	第二庁舎5階会議室C	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和8年3月23日(月)	11:30~12:00	本庁舎4階庁議室	答申

３　労働報酬下限額の設定

○工事の請負の契約に係る労働報酬下限額

平成２９年度	平成２９年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準
平成３０年度	平成３０年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準
令和　元年度	令和元年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準
令和　２年度	令和２年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準
令和　３年度	令和３年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準
令和　４年度	令和４年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準
令和　５年度	令和５年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準
令和　６年度	令和６年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準
令和　７年度	令和７年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準
令和　８年度	令和８年度公共工事設計労務単価の９０パーセントを基準

○業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額

平成２９年度	９３０円（１時間当たり）
平成３０年度	９６０円（１時間当たり）
令和　元年度	９６０円（１時間当たり）
令和　２年度	９８５円（１時間当たり）
令和　３年度	９８７円（１時間当たり）
令和　４年度	１，００９円（１時間当たり）
令和　５年度	１，０３５円（１時間当たり）
令和　６年度	１，０９０円（１時間当たり）
令和　７年度	１，１６０円（１時間当たり）
令和　８年度	１，２４４円（１時間当たり）

４　下限額対象案件

	工事請負	業務委託	指定管理協定	計
平成２９年度	１１件	４件	０件	１５件
平成３０年度	１９件	３６件	０件	５５件
令和　元年度	１６件	２４件	２件	４２件
令和　２年度	２５件	２９件	２件	５６件
令和　３年度	１３件	３５件	１９件	６７件
令和　４年度	１７件	３２件	１件	５０件
令和　５年度	３４件	３６件	０件	７０件
令和　６年度	４３件	４３件	７件	９３件
令和　７年度	４９件	２９件	２件	８０件

※対象は、予定価格５，０００万円以上の工事請負契約 及び予定価格１，０００万円以上の業務委託のうち、人件費が主要な部分を占める契約

５　令和８年度審議会予定

	日時	議題等
第１回会議	１０月８日（木）	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について審議
答申	１０月８日（木）	業務委託等に係る労働報酬下限額の答申
下限額決定	１０月中旬	業務委託等に係る労働報酬下限額の決定
第２回会議	３月上旬	建設工事に係る労働報酬下限額について審議
答申	３月中旬	建設工事に係る労働報酬下限額の答申
下限額決定	３月下旬	建設工事に係る労働報酬下限額の決定

資料２

令和８年度越谷市労働報酬等審議会第１回会議資料

【報告事項】

①　令和７、８年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

②　受注者・労働者アンケート結果について

③　長期継続契約における契約変更等について

①　令和７、８年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

令和７年度

【労働報酬下限額適用案件数】

工事請負　　４９件　　業務委託　　２９件
指定管理協定　　２件　　合計　　８０件

○工事請負　案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	防犯カメラ設置工事	183,788,000	太洋電設工業(株)
2	（仮称）桜井分署建設工事（建築）	1,155,000,000	髙元・猪又経常建設共同企業体　㈹髙元建設株式会社
3	旧保育所解体工事（旧大沢第一保育所外１か所）	330,000,000	髙元建設(株)
4	（仮称）桜井分署建設工事（電気設備）	202,400,000	村川電気工業(株)
5	（仮称）桜井分署建設工事（機械設備）	176,550,000	(株)ナカノヤ
6	越谷市立千間台小学校校舎外壁改修工事	254,100,000	(株)豊田工務店
7	越谷市立平方中学校校舎外壁改修工事	236,500,000	(有)大熊建設
8	越谷市立平方小学校校舎外壁改修工事	207,020,000	(株)山下工務店
9	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（北中学校外１か所）	386,100,000	(株)ナカノヤ
10	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（平方中学校外１か所）	371,580,000	(株)ナカノヤ
11	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（南中学校外１か所）	311,300,000	(株)新興設備
12	越谷市立西中学校屋内運動場等空調設備設置工事	204,306,300	(株)協和設備
13	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（大袋小学校外２か所）	314,600,000	(株)ナカノヤ
14	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（越ケ谷小学校外２か所）	300,705,900	(株)協和設備
15	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（東越谷小学校外１か所）	265,100,000	(株)桶新設備
16	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（弥栄小学校外１か所）	264,000,000	(株)新興設備
17	越谷吉川線街路築造工事（街路工）南工区	129,800,000	山﨑建設(株)
18	公共下水道築造工事（新方川第１７号雨水幹線の支線）７－１	102,300,000	(株)鈴木組
19	しらこばと運動公園第２競技場人工芝化改修工事	147,384,600	オザワロード(株)
20	越谷市立中学校照明器具ＬＥＤ化工事（富士中学校外１か所）	91,520,000	太洋電設工業(株)
21	越谷市立中学校照明器具ＬＥＤ化工事（中央中学校外１か所）	95,700,000	(有)スバル電業
22	越谷市立小学校照明器具ＬＥＤ化工事（西方小学校外１か所）	90,530,000	トバセ電気工事(株)
23	越谷市立小学校照明器具ＬＥＤ化工事（大間野小学校外１か所）	78,705,000	(株)ヤマナカ電気工事
24	越谷市立小学校照明器具ＬＥＤ化工事（北越谷小学校外１か所）	56,375,000	太洋電設工業(株)
25	越谷吉川線街路築造工事（電線共同溝工）北工区	85,470,000	山﨑建設(株)
26	橋梁補修工事（千間台駅南陸橋）	122,870,000	富士興業(株)
27	応急対策工事（７－１）	121,000,000	(株)鈴木組

28	応急対策工事（７－３）	131,450,000	(株)スガテック埼玉事業所
29	（仮称）共同消防指令センター外構等整備工事（建築）	79,508,000	髙元建設(株)
30	公園整備工事（西大袋第一公園）付帯工	74,505,200	(株)鈴木組
31	末田落し改修工事７－２	145,200,000	山﨑建設(株)
32	平新川調整池整備工事７－１	143,000,000	池中建設(株)
33	千疋幹線排水路整備工事７－１	142,450,000	池中建設(株)
34	越谷市大袋地区センター・公民館建設工事（外構）	141,350,000	髙元建設(株)
35	大間野排水機場商用電源化改修工事	106,216,000	(株)大久保電気
36	応急対策工事（７－２）	92,290,000	(株)スガテック埼玉事業所
37	公共下水道管更生工事（越谷第七－一処理分区）	60,500,000	池中建設(株)
38	新川都市下水路築造工事６－１	140,800,000	山﨑建設(株)
39	消防本庁舎２階空調設備改修工事	50,072,000	(株)ナカノヤ
40	第三庁舎非常用発電機改修工事	63,382,000	(有)スバル電業
41	電気設備更新工事（東越谷第一ポンプ場）７－４	94,743,000	(株)大久保電気
42	機械設備更新工事（鷺高ポンプ場）７－６	95,700,000	荏原実業(株)関東支社
43	耐震性貯水槽新設等工事（大沢公園外２か所）	65,340,000	三ツ和総合建設業協同組合　埼玉東部営業所
44	橋梁耐震整備工事（廣橋）	58,300,000	(株)沖田土木
45	コスモス排水機場Ｎｏ．２排水ポンプ更新工事	68,200,000	昱(株)北関東支店
46	電気設備更新工事（鷺高ポンプ場）７－３	97,314,800	(株)大久保電気
47	越谷市斎場非常用放送設備等更新工事	114,785,000	(株)大林組東京本店
48	越谷吉川線街路築造工事（街路工）北工区	88,000,000	山﨑建設(株)
49	中島大割排水樋管遠方監視制御装置改修工事	50,600,000	三菱電機プラントエンジニアリング(株)東日本本部北関東営業所

○業務委託　案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	街路樹等管理委託（市道２３４０号線外５２か所）	29,480,000	(株)深野造園
2	街路樹等管理委託（市道１１３０号線外３１か所）	23,100,000	(株)中新造園
3	街路樹等管理委託（市道２３００号線外４３か所）	17,270,000	(有)宝亀園
4	街路樹等管理委託（市道２１１０号線外３２か所）	16,401,000	(有)片桐造園
5	除草業務委託（その２）	14,630,000	(株)東武園芸
6	除草業務委託（その１）	13,640,000	(株)深野造園
7	街路樹等管理委託（市道１０５０号線外２８か所）	11,000,000	(株)東武園芸
8	除草業務委託（その３）	9,350,000	(有)クリーンガーデン緑屋
9	公園等管理委託（見田方遺跡公園外３６か所）	59,950,000	(株)サンエー緑化
10	公園等管理委託（出羽公園外３３か所）	43,890,000	(株)中新造園
11	公園等管理委託（鷺高第五公園外２１か所）	41,085,000	(株)深野造園
12	公園等管理委託（増林公園外２７か所）	40,700,000	(株)中新造園
13	公園等管理委託（元荒川緑道外３か所）	36,850,000	(株)東武園芸
14	公園等管理委託（千間台第四公園外１８か所）	34,540,000	(有)クリーンガーデン緑屋
15	公園管理委託（平方公園外１４か所）	33,330,000	(株)東武園芸
16	公園管理委託（大吉公園外１３か所）	32,516,000	(株)東武緑化サービス
17	公園管理委託（(仮称）大相模調節池親水公園）	27,753,000	(有)片桐造園
18	公園等管理委託（蒲生公園外１４か所）	24,222,000	(株)東武緑化サービス
19	公園等管理委託（菖蒲田年間管理）	9,801,000	(株)サンエー緑化
20	草刈清掃委託（西大袋その１）	14,080,000	(有)宝亀園
21	草刈清掃委託（西大袋その２）	14,850,000	(株)深野造園
22	街路樹剪定委託（市道１１３０号線外５路線）	15,730,000	(株)中新造園
23	街路樹剪定委託（市道２３５０号線外１０路線）	14,850,000	(有)片桐造園

24	街路樹剪定委託（市道１１２０号線外３路線）	12,540,000	(株)サンエー緑化
25	街路樹剪定委託（市道２１７１号線外２路線）	10,120,000	(株)深野造園
26	桜井地区センター・地域包括支援センター桜井清掃業務委託（長期継続契約）	12,870,000	(株)むさしビルクリーナー
27	出羽地区センター清掃業務委託（長期継続契約）	8,692,200	(有)大洋警備保障
28	東埼玉消防指令センター清掃業務委託（長期継続契約）	8,602,000	新陽ビルサービス(株)
29	越谷市立病院医事業務等業務委託（長期継続契約）	773,997,840	(株)セラム

○指定管理協定　案件一覧

No.	件名	上限額(円)	業者名
1	越谷市市民活動支援センター	347,970,000	越谷未来づくり共同事業体
2	越谷市越谷駅東口駐車場	利用料金制につき上限なし	(株)越谷ツインシティ

【履行状況報告書提出件数】

工事請負　　４９件

業務委託　　２９件

指定管理協定　　２件　　合計　　８０件

【従事労働者数】

○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	ﾊﾟｰﾄ・ｱﾙﾊﾞｲﾄ	その他（下請等）	合計
工事請負	695 人	3 人	2,876 人	3,549 人
業務委託	219 人	53 人	78 人	350 人
指定管理	17 人	36 人	15 人	68 人
合計	931 人	92 人	2,969 人	3,967 人

【最低支払賃金額の報告状況】

工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬 下限額	最低支払賃金額 （最低額）	最低支払賃金額 （最高額）
特殊作業員	3,139	3,140	4,500
普通作業員	2,858	2,859	3,200
軽作業員	1,992	－	－
造園工	2,880	2,883	3,200
法面工	3,522	－	－
とび工	3,578	3,578	4,242
石工	3,589	3,590	3,590
ブロック工	3,398	3,600	3,600
電工	3,297	3,300	4,000
鉄筋工	3,555	3,600	3,980
鉄骨工	3,207	3,260	3,400
塗装工	3,634	3,640	4,320
溶接工	3,859	3,860	3,860
運転手（特殊）	3,454	3,455	4,000
運転手（一般）	3,015	3,017	3,500
潜かん工	4,118	－	－
潜かん世話役	4,894	－	－
さく岩工	4,377	－	－
トンネル特殊工	4,107	4,500	4,500
トンネル作業員	3,454	4,000	4,000
トンネル世話役	4,545	－	－
橋りょう特殊工	3,972	－	－
橋りょう塗装工	3,949	4,300	4,300
橋りょう世話役	4,467	4,900	4,900
土木一般世話役	3,420	3,420	4,500
高級船員	4,253	－	－
普通船員	3,432	－	－
潜水士	5,378	－	－
潜水連絡員	4,050	－	－
潜水送気員	3,960	－	－
山林砂防工	3,578	－	－
軌道工	6,559	－	－
型わく工	3,510	3,511	3,600
大工	3,375	3,500	3,500
左官	3,555	3,600	3,650
配管工	3,049	3,050	3,400
はつり工	3,353	3,900	3,900

防水工	3,882	3,900	3,900
板金工	3,792	－	－
タイル工	3,004	－	－
サッシ工	3,544	3,600	3,700
屋根ふき工	3,758	－	－
内装工	3,713	3,900	3,900
ガラス工	3,510	－	－
建具工	3,165	3,200	3,250
ダクト工	3,285	3,400	3,400
保温工	3,083	3,200	3,500
建築ブロック工	3,213	3,350	3,350
設備機械工	3,117	3,200	3,520
交通誘導警備員Ａ	2,104	－	－
交通誘導警備員Ｂ	1,879	1,880	2,887

業務委託

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 （最低額）	最低支払賃金額 （最高額）
１，１６０円	１，１６０円	１，８４０円

指定管理

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 （最低額）	最低支払賃金額 （最高額）
１，１６０円	１，１６０円	１，１６０円

令和８年度

【労働報酬下限額適用案件数】　※令和８年９月１日現在

工事請負　　１５件　　業務委託　　２９件

指定管理協定　１９件　　合計　　６３件

○工事請負　案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	橋梁整備工事（６６２５橋）	203,500,000	(株)鈴木組
2	電線共同溝整備工事（市道１０２０号線）	159,500,000	山﨑建設(株)
3	道路舗装工事（市道６００９８号線）	86,207,000	池中建設(株)
4	道路舗装工事（市道２２９０号線）	84,700,000	オザワロード(株)
5	大場落し排水機場Ｎｏ．３排水ポンプ更新工事	63,800,000	新明和アクアテクサービス(株) 北関東センター
6	越谷市立大袋中学校照明器具ＬＥＤ化工事	50,050,000	トバセ電気工事(株)
7	越谷市立大袋東小学校照明器具ＬＥＤ化工事	50,245,800	村川電気工業(株)
8	越谷市立栄進中学校照明器具ＬＥＤ化工事	51,029,000	(有)スバル電業
9	越谷市立鷺後小学校照明器具ＬＥＤ化工事	58,225,200	(株)カネクラ
10	越谷市立花田小学校照明器具ＬＥＤ化工事	57,497,000	太洋電設工業(株)
11	越谷市立小学校空調設備移設工事	100,100,000	(株)ナカノヤ
12	南越谷学童保育室建設工事	144,100,000	(株)水谷工務店
13	橋梁耐震整備工事（新宮前橋）	121,000,000	山﨑建設(株)
14	橋梁補修工事（定使野橋外２橋）	66,000,000	三ツ和総合建設業協同組合　埼玉東部営業所
15	街路築造工事（区１０．５－５号線）その２	108,900,000	池中建設(株)

○業務委託　案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	街路樹等管理委託（市道２３４０号線外５２か所）	30,800,000	(株)深野造園
2	街路樹等管理委託（市道１１３０号線外３２か所）	24,200,000	(株)中新造園
3	街路樹等管理委託（市道２３００号線外４３か所）	18,150,000	(有)宝亀園
4	街路樹等管理委託（市道２１１０号線外３２か所）	17,028,000	(株)片桐造園
5	街路樹等管理委託（市道１０５０号線外２８か所）	11,000,000	(株)東武園芸
6	除草業務委託（その１）	14,630,000	(株)深野造園
7	除草業務委託（その２）	16,060,000	(株)東武園芸
8	除草業務委託（その３）	10,120,000	(有)クリーンガーデン緑屋
9	公園等管理委託（見田方遺跡公園外３６か所）	62,535,000	(株)サンエー緑化
10	公園等管理委託（出羽公園外３４か所）	46,695,000	(株)中新造園
11	公園等管理委託（鷺高第五公園外２２か所）	42,317,000	(株)深野造園
12	公園等管理委託（増林公園外２７か所）	41,635,000	(株)中新造園
13	公園等管理委託（元荒川緑道外３か所）	38,775,000	(株)東武園芸
14	公園等管理委託（千間台第四公園外１８か所）	35,838,000	(有)クリーンガーデン緑屋
15	公園管理委託（平方公園外１４か所）	34,067,000	(株)東武園芸
16	公園管理委託（大吉公園外１３か所）	33,693,000	(有)宝亀園
17	公園管理委託（(仮称）大相模調節池親水公園）	28,842,000	(有)片桐造園
18	公園等管理委託（蒲生公園外１４か所）	24,585,000	(有)片桐造園
19	公園等管理委託（菖蒲田年間管理）	14,201,000	(株)サンエー緑化
20	草刈清掃委託（西大袋その１）	13,420,000	(株)東武緑化サービス
21	草刈清掃委託（西大袋その２）	14,080,000	(株)深野造園
22	児童館コスモス清掃業務委託（長期継続契約）	24,420,000	首都圏環境サービス(株)

23	保健所・保健センター清掃業務委託（長期継続契約）	118,404,000	日本環境マネジメント(株)
24	夜間急患診療所清掃業務委託（長期継続契約）	10,839,664	(株)庶務サービス
25	児童館ヒマワリ清掃業務委託（長期継続契約）	17,133,600	(株)リンレイサービス埼玉支店
26	大袋地区センター清掃業務委託（長期継続契約）	17,575,800	高橋工業(株)　越谷支店
27	城ノ上小学校施設・設備等保守管理委託（長期継続契約）	10,549,000	(株)むさしビルクリーナー
28	市立図書館清掃業務委託（長期継続契約）	32,943,900	アイル・コーポレーション(株)　越谷支店
29	市立図書館施設・設備等保守管理業務委託（長期継続契約）	28,987,200	アイル・コーポレーション(株)　越谷支店

○指定管理協定

No.	契約名	上限額	業者名
1	中央市民会館	1,090,000,000	(公財)越谷市施設管理公社
2	北部市民会館	465,000,000	(公財)越谷市施設管理公社
3	赤山交流館	24,100,000	赤山交流館運営協議会
4	大沢北交流館	24,100,000	大沢北交流館運営協議会
5	蒲生交流館	24,100,000	蒲生交流館運営協議会
6	南部交流館	24,100,000	南部交流館運営協議会
7	大袋北交流館	24,100,000	大袋北交流館運営協議会
8	桜井交流館	24,100,000	桜井交流館運営協議会
9	南越谷交流館	24,100,000	南越谷交流館運営協議会
10	障害者福祉センターこばと館	170,000,000	(福)越谷市社会福祉協議会
11	障害者就労訓練施設しらこばと	994,000,000	(福)越谷市社会福祉協議会
12	斎場	1,318,025,000	越谷市斎場マネジメント共同企業体
13	花田苑	205,000,000	(公財)越谷市施設管理公社
14	キャンベルタウン野鳥の森	226,000,000	(公財)越谷市施設管理公社
15	日本文化伝承の館こしがや能楽堂	292,000,000	(公財)越谷市施設管理公社
16	総合公園・総合体育館	801,000,000	(公財)越谷市施設管理公社
17	市民球場・総合公園多目的運動場・総合公園庭球場	367,000,000	(公財)越谷市施設管理公社
18	しらこばと運動公園（競技場・第２競技場・野球場・庭球場・ソフトボール場）	511,000,000	(公財)越谷市施設管理公社
19	緑の森公園越谷市弓道場	45,000,000	(公財)越谷市施設管理公社

②　受注者・労働者アンケート結果について

1　労働者向けアンケート調査結果【業務委託】

公契約条例の実効性を確認することを目的に、同条例に規定する労働報酬下限額の適用案件の労働者を対象にアンケート調査を実施しました。

（令和８年度適用案件）

調査対象：１　市庁舎清掃業務委託（長期継続契約）
　　２　リサイクルプラザ資源化施設運転管理等業務委託（長期継続契約）
　　３　施設管理協定（市民活動支援センター）

調査期間：　令和８年５月１２日～６月１５日

回答者数：　９５名

調査内容：　次のとおり

問 1　あなたが今働いている現場は、市の公契約条例の対象業務であり、市が独自に決めた労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。

1　知っている	62 者
2　知らない	33 者

問 2　（問１で「知っている。」と答えた方のみ御回答ください）
公契約条例についてどうやって知りましたか。その他の場合、内容をご記入ください。

1　現場（職場）の掲示物（ポスター等）で知った	3 者
2　現場で配布されたチラシで知った	1 者
3　現場の朝礼や新規入場者教育で知った	1 者
4　勤務先からの説明等で知った	44 者
5　その他　（内容をご記入ください）	16 者

内容	・他のスタッフから聞いた ・市のホームページで知った

問 3　令和８年度の対象業務の労働報酬下限額は、１，２４４円（１時間当たり）となりますが、あなたは労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。

1　もらっている	86 者
2　もらっていない	4 者
3　わからない	4 者

※未回答：１者

問 4　（問３で「もらっていない。」と答えた方のみ御回答ください）
労働報酬下限額以上の賃金をもらっていない理由をご記入ください。
（例：試用期間中である、軽易な業務に従事している、断続的労働に従事している等）

理由記入欄	・埼玉県の最低賃金規定は満たしていたから

問 5　あなたが今働いている現場（職場）では、その現場（職場）での経験年数や、関係する資格が賃金に反映されていますか。

1　反映されている	51 者
2　反映されていない	39 者

※未回答：５者

問 6　（問５で「反映されている」と答えた方のみご回答ください）
経験年数や関係する資格が、どのように賃金に反映されているかご記入ください。
（例：経験なしの場合時給△△△△円、以降経験１年ごとに□□円加算
○○の資格を有している場合、通常の時給△△△△円に□□円加算　等）

内容	・5 年ごと加算 ・経験 3 年 10 円、5 年 20 円、10 年 50 円加算 ・経験年数が賞与に反映されている ・有給日数が変わる ・毎年必ず上がっている。 ・フォークリフトの資格を有しているので、加算有り ・語学力を有している　1500 円 ・司書資格を有している場合　通常の時給 1245 円に 20 円加算 ・経験年数に関係なく一律時給になっている　資格については加算がある

問 7　公契約条例の対象となった業務の労働者は、労働報酬下限額を下回った賃金が支払われている場合に市または受注者（元請業者）にその旨の申し出をすることができます。このことを知っていますか。

1　知っている	41 者
2　知らない	43 者

※未回答：１１者

問 8　その他、公契約条例について、ご意見がございましたらご記入ください。

意見欄	・越谷市の会計年度の労働者と時給に差があることが気になります。 ・10 月改正の埼玉県最低賃金を見越して 4 月から昇給になるので、良いと思います。 ・越谷市にこのような条例があることをはじめて知った。雇用主も働いてる側にも広く知ってもらえるような周知活動お願いします。

２　受注者向けアンケート調査結果【業務委託】

公契約条例の実効性を確認することを目的に、同条例に規定する労働報酬下限額の適用案件を受注した事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

（令和７年度適用案件）

調査対象：　令和７年４月１日～令和８年２月２８日に労働報酬下限額適用案件を受注した事業者

調査期間：　令和８年５月８日～５月２９日

回答者数：　６者（全２３事業者）

調査内容：　次のとおり

問１　本市の公契約条例について、どの程度理解できていると思いますか。

1　理解できている	2 者
2　ほぼ理解できている	4 者
3　あまり理解できていない	0 者
4　理解できていない	0 者

問 2　条例では、労働報酬下限額適用案件の受注者は、労働報酬下限額等の事項をその業務に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）へ周知することとされていますが、どのような方法で周知を行いましたか。（複数回答可）

その他の場合は、その内容を「その他」欄にご記入ください。

1　受注者が各対象労働者に書面で周知	3 者
2　下請業者に各対象労働者へ書面で周知するよう依頼	0 者
3　作業場事務所・労働者控室への掲示	0 者
4　受注者が各対象労働者へ口頭により説明	4 者
5　下請業者に各対象労働者へ口頭により周知するよう依頼	0 者
6　その他　（内容をご記入ください）	2 者
・労働組合代表又は窓口と協議する	

問 3　公契約条例に関して、対象労働者からの相談や質問、苦情等はありましたか。

1　相談等があった	0 者
2　相談等はなかった	6 者

問 4　（問 3 において「1　相談等があった。」と回答した場合のみご回答ください。）

相談等の内容はどのようなものでしたか。

記入欄	

問5　公契約条例は、労働環境の整備に効果があったと思いますか。また、その理由をご記入ください。

1　効果があったと考える	5 者
2　今は効果が見られないが、今後効果があると考える	0 者
3　効果はない。今後も効果はないと考える	0 者
4　その他	1 者

※理由

【1　効果があったと考える】
- 労働者への明確な賃金保障の目安となることや雇用者側の雇用目安となるため
- 離職率が低下した
- 募集の反響がよくなった
- 労働報酬が比較的高いため、求人を出しても労働者が確保できる
- 報酬額が確約されている為、定着率が高いと思われる

【2　今は効果が見られないが、今後効果があると考える】及び
＜回答なし＞

【3　効果はない。今後も効果はないと考える】
＜回答なし＞

【4　その他】
- 労働環境の整備に重きを置いた場合、従業員の個人評価の幅が狭くなる可能性が生じる

問6　公契約条例の適用となったことにより、対象労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。また、その理由をご記入ください。

1　効果があったと考える	5 者
2　今は効果が見られないが、今後効果があると考える	0 者
3　効果はない。今後も効果はないと考える。	0 者
4　その他	1 者

※理由

【1　効果があったと考える】
- 年度毎の労働者ならびに雇用者双方の労働に対する具体的な協議の材料となるため
- 都道府県が定める最低賃金より高額
- 賃金が上がり労働意欲が高まった
- 最低報酬額が他と比べて高いため
- 労働者の定着率向上につながっている

【2　今は効果が見られないが、今後効果があると考える】
＜回答なし＞

【3　効果はない。今後も効果はないと考える】
＜回答なし＞

【4　その他】
- 労働組合が前面にある場合、労働意欲の向上が図れるか疑問が残る

問７　労働報酬下限額適用案件の労働者賃金は、他に受注している工事や業務委託と比べて高いですか、低いですか。

また、その理由をご記入ください。

1　高い	5 者
2　変わらない	1 者
3　低い	0 者

※理由

【1　高い】
- 時勢に応じた業務単価や人件費の設計が難しい地方自治体(担当者含む)が多い為、従業員雇用単価も低くなってしまう
- 清掃業務は標準より高いが、設備員、警備員の賃金は標準以下
- 他の自治体と比べ高いと感じる。他が低すぎるとも言える
- 他の案件では、予算の減少、入札が一般によって競争率が高まり、最低限の価格のため
- 埼玉県の最低賃金と比べて高い方だと思う

【2　変わらない】
- 当社の主たる業務全体は越谷に係るものであり、同賃金を目安としているため

【3　低い】
＜回答なし＞

問 8　労働報酬下限額適用案件の契約締結時に配布しました「越谷市公契約条例の手引き」に記載の説明内容について不明点等があり見直しが必要と思いますか。

1　必要である	1 者
2　必要でない	5 者

問 9　（問 9 において「1　必要である」と回答した場合のみご回答ください。）

見直しが必要な内容はどのようなものですか。

見直し内容欄	・公契約条例対象金額の見直しが必要　同一業務　同一賃金の公平性に欠ける

問 10　令和７年度の労働報酬下限額の金額について、どのように感じましたか。

1　高い	1 者
2　適当な金額である	5 者
3　低い	0 者

問 11　労働報酬下限額の対象契約については、適正な労働環境の確保のため、「労働報酬下限額以上の賃金支払い」及び「履行状況等の報告書の作成及び提出」等が義務付けられております。

現在、労働報酬下限額の対象としている契約は、予定価格が１，０００万円以上の業務委託（指定管理業務委託含む）としておりますが、この金額を引き下げて（例えば、５００万円以上を対象とする等）、下限額対象契約を拡大することについて、貴社のお考えをお聞かせください。

また、回答について理由があればご記入ください。

（例：労働力確保のため。賃金の増額は難しいため。手続きが負担になるため。等）

1　拡大しないほうが良い（現状維持が良い）	1 者
2　拡大したほうが良い（対象となる金額を引き下げたほうが良い）	4 者
3　どちらともいえない	1 者

※理由

【１　拡大しない方が良い（現状維持が良い）】
- 手続き等が負担になるため。

【２　拡大した方が良い（対象となる金額を引き下げたほうが良い）】
- 契約仕様中の人件費割合が高い業務委託も多い為、月額 400 千円(=年間約 5,000 千円)程度の対象がベターかも知れません
- 平等性が保たれる
- 500 万（適用対象外の受注があった場合、労働報酬下限額の賃金の支払いが要求されるため（社内の案件ごとの賃金の整合性））
- 労働力確保のため

【３　どちらともいえない】
- 公契約を受注した側が各々の業務に携わる状況が異なるため

問 12　対象労働者が働いている現場（職場）において、その現場（職場）での経験年数や、関係する資格が賃金に反映される仕組みがありますか。

1　仕組みがある	4 者
2　仕組みがない	2 者

問 13　経験年数や関係する資格が、どのように賃金に反映されているかご記入ください。
（例：経験なしの場合時給△△△△円、以降経験１年ごとに□□円を加算
○○の資格を有している場合、通常の時給△△△△円に□□円を加算　等）

・勤務経過(在籍)年数が継続した場合の費用増額として、1.退職金の増額、2.有給休暇の増日、3.年度及び時勢に応じた昇給と手当、4.勤務する場合に必要がない有資格者(業務契約仕様では必要がない)であっても、社内規定に基づいた資格手当上限を支払う必要がある
・経験年数が 2 年以下の労働者は、定められた下限報酬額　3 年以上は勤務状況に応じて加算支給
・経験なしの場合は 1244 円からのスタートとなります。1 年ごとの加算については業務評価との兼ね合いもあり一律ではありません。資格者に対しては時給加算ではなく、就業規則に記載されている資格手当を付与しています。

問 14　その他本市の入札・契約制度に関してご意見等がありましたらご記入ください。

・労働報酬下限額の告示に関しまして、対象となる契約業務の越谷市担当課から委託者への通知の流れをご検討頂きたい。受託者側にて同件の認識をしておりますが、受託者側にて告示確認漏れを防ぐためです。
・越谷市も含め、さいたま市以南の地方自治体の場合、採用相場は東京都と殆ど同様であることを考えれば、労働報酬下限額 1,244 円/1H(埼玉県最低賃金時給額に対して 9.027%プラス)ではなく、東京都最低賃金時給単価を参照されることがベターと思われる
・効果的な取り組みと判断します。

③　長期継続契約における契約変更等について

昨今の物価や賃金上昇に対応するため、令和９年度から、長期継続契約の案件（公契約条例対象案件も含む）については、物価や賃金上昇への対応について柔軟に協議ができるよう検討する。

（参考）官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン（抄）

３．地方公共団体における目標

官公需法第８条の規定に基づき、地方公共団体は国の施策に準じて、措置に取り組むよう努める必要があるが、特に、中小企業者に関する国等の契約の基本方針で定められた以下の措置については、令和９年度末までに全ての自治体において 100%の実施がなされる状態を目指す。なお、括弧内は令和６年度における地方公共団体における措置の実施割合を示したもの。

（中略）

③ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記

全ての工事の発注において、契約書へスライド条項を設定するとともに、その運用基準を策定する。さらに、役務契約・物品契約においては再協議条項を整備する。また、スライド条項が設定されていない複数年度にわたる物件及び役務の全ての契約において、発注者側から年１回以上の協議を実施する。

［R6 年度　スライド条項の設定　91%、再協議条項 30%、年１協議の実施 2%］

資料３

令和８年度越谷市労働報酬等審議会第１回会議資料

【協議事項】

①業務委託等に係る労働報酬下限額について

業務委託等に係る労働報酬下限額について

１　労働報酬下限額とは

公契約条例は、公契約に従事する労働者の適正な労働条件を確保することを目的の一つとしていますが、この実効性を確保するため、発注者が、公契約従事労働者に支払われるべき賃金の下限額を「労働報酬下限額」として設定し、この下限額以上の賃金を受注者に義務付けるものです。

２　対象案件（施行規則第５条）

（１）予定価格が５，０００万円以上の工事請負契約

（２）予定価格が１，０００万円以上の業務委託のうち以下の契約

- ・建物清掃
- ・放置自転車保管場所管理
- ・公園・街路樹等の維持管理
- ・市立病院病棟保育業務
- ・市立病院電話交換業務
- ・施設運転管理
- ・食堂業務
- ・市立病院院内保育室運営
- ・市立病院警備業務
- ・相談支援
- ・設備保守管理
- ・医療事務

（３）委託料の上限が１，０００万円以上の指定管理協定

３　対象労働者

対象案件に従事する労働者であれば、下請負や再委託労働者、一人親方に対しても労働報酬下限額が適用されますが、以下の労働者は適用外となります。

（１）最低賃金の減額の特例が認められる労働者（施行規則第３条第１号）

①　精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

②　試の使用期間中の者

③　職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの

④　イ　軽易な業務に従事する者

　　ロ　断続的労働に従事する者

（２）建設工事の現場代理人、監理技術者等（施行規則第３条第２号）

（３）対象案件への従事時間が１月あたり３０分未満の者（施行規則第３条第３号）

（４）同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者、家事使用人（条例第２条第４号）

４　対象案件受注者に求められる主な内容

対象案件に従事する全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の賃金の支払いが義務付けられるほか、施行規則に基づく様式により、支払い賃金額や関係法令の遵守状況等について、市への報告が求められます。

５　令和８年度の業務委託及び指定管理協定に適用される下限額について

（１）労働報酬下限額の設定状況

令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
１，００９円	１，０３５円	１，０９０円	１，１６０円	１，２４４円

（２）各賃金額の状況

条例第６条第２項各号の規定により、業務委託の下限額の設定にあたり、本市では「最低賃金額」、「生活保護基準」及び「その他公的機関が定める労務単価の基準等」を勘案することとしていますが、他の自治体においては、それ以外に「市職員給与」や「市会計年度任用職員賃金」、「市内同種労働者、市発注業務従事労働者賃金」等を勘案しております。

①最低賃金額…１，１９６円（埼玉県）

○１都６県における最低賃金額の推移

	令和５年度		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比
埼玉県	1,028 円	41 円	1,078 円	50 円	1,141 円	63 円	**1,196 円**	55 円
茨城県	953 円	42 円	1,005 円	52 円	1,074 円	69 円	1,136 円	62 円
栃木県	954 円	41 円	1,004 円	50 円	1,068 円	64 円	1,125 円	57 円
群馬県	935 円	40 円	985 円	50 円	1,063 円	78 円	1,120 円	57 円
千葉県	1,026 円	42 円	1,076 円	50 円	1,140 円	64 円	1,195 円	55 円
東京都	1,113 円	41 円	1,163 円	50 円	1,226 円	63 円	1,280 円	54 円
神奈川県	1,112 円	41 円	1,162 円	50 円	1,225 円	63 円	1,279 円	54 円

○１都６県における最低賃金の上昇率

	Ｒ３→Ｒ４	Ｒ４→Ｒ５	Ｒ５→Ｒ６	Ｒ６→Ｒ７	Ｒ７→Ｒ８	５年平均
埼玉県	３．２４％	４．１５％	４．８６％	５．８４％	４．８２％	**４．６２％**
茨城県	３．６４％	４．６１％	５．４６％	６．８７％	５．７７％	５．３３％
栃木県	３．５１％	４．４９％	５．２４％	６．３７％	５．３４％	５．０４％
群馬県	３．４７％	４．４７％	５．３５％	７．９２％	５．３６％	５．３８％
千葉県	３．２５％	４．２７％	４．８７％	５．９５％	４．８２％	４．６７％
東京都	２．９８％	３．８２％	４．４９％	５．４２％	４．４０％	４．２６％
神奈川県	２．９８％	３．８３％	４．５０％	５．４２％	４．４０％	４．２６％

※上記７自治体の３年間の上昇率平均…５．３７％

５年間の上昇率平均…４．７７％

② **生活保護基準**（条例第６条第２項第３号）…**７８１円**

○令和７年度における越谷市での生活保護基準額（２級地１）

・第１類（食費、被服費等）　４５，８２０円
・第２類（光熱費等）　２７，７９０円
・特別加算額　１，５００円（令和７年１０月～）
・冬季加算額　２，６３０円
・期末一時扶助　１３，１９０円
・住宅扶助　４３，０００円
・合　計　１３３，９３０円

１３３，９３０円÷１７１．４（1月（３０日）の法定労働時間）＝７８１．３８≒７８１円

※１　生活保護基準額のうち最も高額な１２～１７歳単身世帯の基準（１類費＋２類費＋冬季加算＋特別加算＋期末一時扶助費＋住宅扶助※２）により積算しています。

※２　住宅扶助の数値は埼玉県の住宅扶助限度額を使用し積算しています。

③ **市職員給与**（高卒行政職初任給）…**１，４２２円**（地域手当を含める場合…**１，５０７円**）

※令和７年度の高卒行政職初任給に、令和８年人事院勧告で示された行政職棒給表(一)の高卒者初任給の改定率（４．７%）を掛け時給換算したもの

○積算方法

①令和７年度高卒行政職初任給　２１３，１００円×１．０４７（改定率）≒２２３，１１５円
②地域手当（６%）　１３，３８７円

◇地域手当を含めない場合

２２３，１１５円×１２月÷１８８３．２５時間（年間所定労働時間）≒１，４２２円

◇地域手当を含める場合

２３６，５０２円×１２月÷１８８３．２５時間（年間所定労働時間）≒１，５０７円

④ **市会計年度任用職員報酬**（事務補助）

※令和７年度の会計年度任用職員（事務補助）の時給に、令和８年人事院勧告で示された行政職棒給表(一)の平均改定率（３．３%）を掛けたもの

年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
賃金額	１，０３５円	１，１１３円	１，２６７円	１，３４６円	**１，３９０円**

⑤ **市内同種労働者、市発注業務従事労働者賃金**（本市賃金調査の結果）

○令和７年１１月１日付の最低賃金額の引き上げを踏まえ、最低賃金額以上の賃金が支払われていることを確認するため、現に履行中の清掃業務委託を対象に、受注者に対するアンケート調査を実施しました。

◇調査期間　令和８年２月１９日～３月５日
◇対象案件　現に履行中の建物清掃業務委託（計６件、３社）※1,000 万円未満の案件
◇調査結果

・賃金額平均値　：**１，１８０円**(最低賃金(１，１４１円)に占める割合:103.42%)
・回答における賃金最低額　：**１，１４１円**(最低賃金(１，１４１円)に占める割合:100.00%)

（３）他自治体の業務委託に係る労働報酬下限額（令和８年９月１日現在）

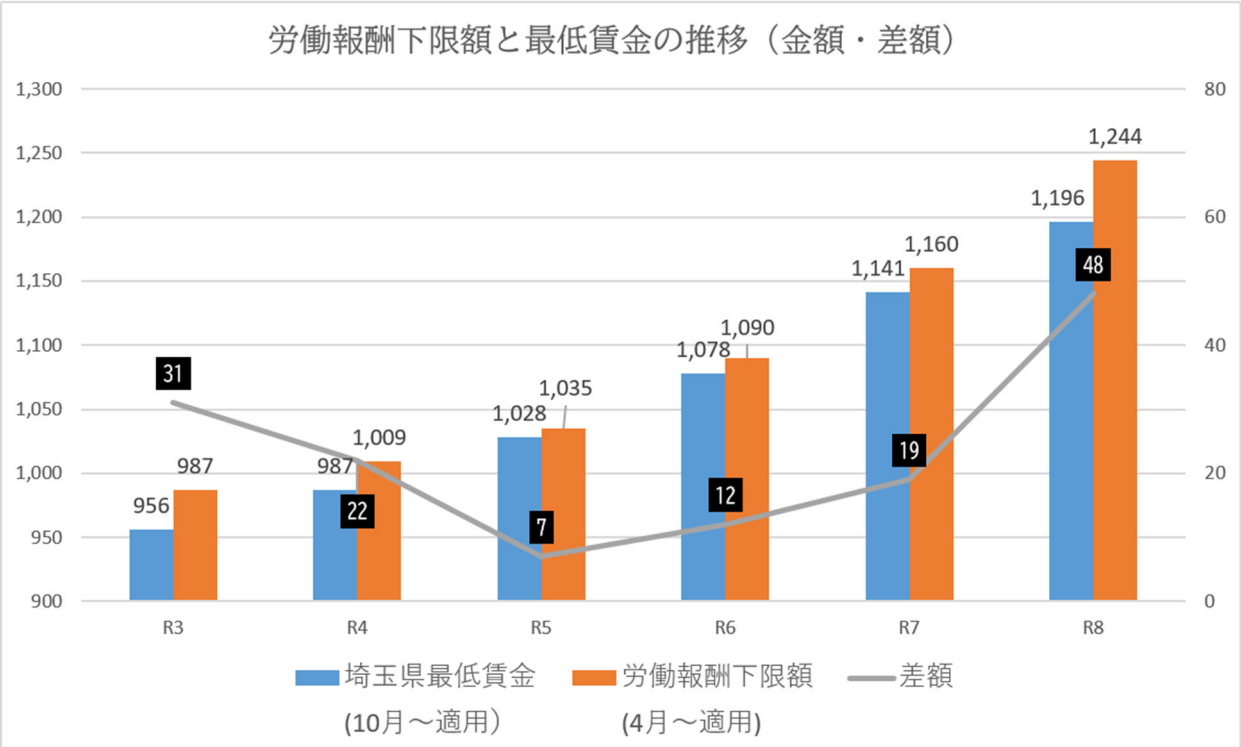
	自治体名	下限額 前年対比	令和8年度 下限額 (R8.4～適用)	令和8年度 最低賃金 (R8.10～適用)	令和8年度 最低賃金比	下限額 前年対比	令和7年度 下限額 (R7.4～適用)	令和7年度 最低賃金 (R7.11～適用)	令和7年度 最低賃金比
区分①東京23区	東京都世田谷区	110.27%	**1,610**	1,280	125.78%	109.77%	**1,460**	1,226	119.09%
	東京都渋谷区	112.27%	**1,601**	1,280	125.08%	115.00%	**1,426**	1,226	116.31%
	東京都新宿区	109.39%	**1,573**	1,280	122.89%	115.50%	**1,438**	1,226	117.29%
	東京都中野区	109.42%	**1,510**	1,280	117.97%	105.34%	**1,380**	1,226	112.56%
	東京都台東区	113.45%	**1,501**	1,280	117.27%	－	**1,323**	1,226	107.91%
	東京都杉並区	107.14%	**1,500**	1,280	117.19%	113.73%	**1,400**	1,226	114.19%
	東京都品川区	－	**1,500**	1,280	117.19%	－	**－**	－	－
	東京都豊島区	－	**1,500**	1,280	117.19%	－	**－**	－	－
	東京都目黒区	115.25%	**1,496**	1,280	116.88%	108.98%	**1,298**	1,226	105.87%
	東京都北区	109.36%	**1,496**	1,280	116.88%	114.86%	**1,368**	1,226	111.58%
	東京都墨田区	110.16%	**1,486**	1,280	116.09%	111.49%	**1,349**	1,226	110.03%
	東京都足立区	109.85%	**1,483**	1,280	115.86%	110.75%	**1,350**	1,226	110.11%
	東京都江戸川区	109.63%	**1,480**	1,280	115.63%	110.66%	**1,350**	1,226	110.11%
	東京都文京区	114.29%	**1,480**	1,280	115.63%	－	**1,295**	1,226	105.63%
	東京都千代田区	109.74%	**1,465**	1,280	114.45%	111.25%	**1,335**	1,226	108.89%
区分②関東	東京都国分寺市	108.18%	**1,323**	1,280	103.36%	107.37%	**1,223**	1,226	99.76%
	東京都日野市	106.62%	**1,320**	1,280	103.13%	105.90%	**1,238**	1,226	100.98%
	東京都立川市	－	**1,320**	1,280	103.13%	－	**－**	－	－
	東京都多摩市	106.13%	**1,315**	1,280	102.73%	105.99%	**1,239**	1,226	101.06%
	神奈川県相模原市	106.50%	**1,310**	1,279	102.42%	105.31%	**1,230**	1,225	100.41%
	神奈川県川崎市	106.53%	**1,306**	1,279	102.11%	105.51%	**1,226**	1,225	100.08%
	神奈川県厚木市	106.70%	**1,306**	1,279	102.11%	105.70%	**1,224**	1,225	99.92%
	越谷市	107.24%	**1,244**	1,196	104.01%	106.42%	**1,160**	1,141	101.67%
	埼玉県草加市	107.46%	**1,225**	1,196	102.42%	105.56%	**1,140**	1,141	99.91%
	千葉県野田市	106.04%	**1,212**	1,195	101.42%	104.96%	**1,143**	1,140	100.26%
	千葉県我孫子市	105.95%	**1,140**	1,195	95.40%	104.87%	**1,076**	1,140	94.39%
区分③その他の地域	福岡県直方市	106.49%	**1,231**	1,114	110.50%	112.89%	**1,156**	1,057	109.37%
	愛知県みよし市	108.29%	**1,228**	1,195	102.76%	104.90%	**1,134**	1,140	99.47%
	三重県津市	107.04%	**1,217**	1,143	106.47%	108.60%	**1,137**	1,087	104.60%
	兵庫県三木市	106.25%	**1,190**	1,172	101.54%	107.69%	**1,120**	1,116	100.36%
	兵庫県加東市	107.41%	**1,188**	1,172	101.37%	105.03%	**1,106**	1,116	99.10%
	兵庫県加西市	106.96%	**1,183**	1,172	100.94%	106.14%	**1,106**	1,116	99.10%
	愛知県豊川市	105.85%	**1,158**	1,195	96.90%	105.39%	**1,094**	1,140	95.96%
	愛知県豊橋市	105.77%	**1,155**	1,195	96.65%	104.80%	**1,092**	1,140	95.79%
	高知県高知市	107.44%	**1,098**	1,086	101.10%	106.13%	**1,022**	1,023	99.90%
			47,350	43,383	109.14%		39,638	37,788	104.90%
				単純平均	108.93%			単純平均	104.74%
	近隣4自治体※		5,164	4,867	106.10%		4,793	4,648	103.12%
	（※越谷市・草加市・野田市・足立区）			単純平均	105.93%			単純平均	102.99%

※野田市、多摩市、国分寺市、足立区、千代田区では、業務委託において、その内容に応じた複数の下限額を設定しているため、その中で最も安価な額を掲載しています。

※最低賃金については、その年度内に改定される予定額（令和７年度の額は令和７年１１月～発効分、令和８年度の額は令和８年１０月～発効分）を掲載しています。

（４）越谷市の労働報酬下限額と最低賃金の比較

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
最低賃金（10 月～）	956 円	987 円	1,028 円	1,078 円	1,141 円	1,196 円
労働報酬下限額（4 月～）	987 円	1,009 円	1,035 円	1,090 円	1,160 円	1,244 円
差額	31 円	22 円	7 円	12 円	19 円	48 円
比率	103.24%	102.23%	100.68%	101.11%	101.67%	104.01%



〇令和３年度から令和７年度（５年間）における越谷市の労働報酬下限額と埼玉県の最低賃金額の差額の平均・・・・**１８円**

（５）労働報酬下限額の試算

※埼玉県最低賃金　1,196 円　（R8.10～）

① 労働報酬下限額と最低賃金額（前年）の比率を基に試算

○越谷市の比率（Ｒ８下限額／Ｒ７最低賃金額）を令和９年度に当てはめた場合

越谷市の比率　１０９.０３％

１，１９６円　×　１０９.０３％　≒　**１，３０３円**

○近隣自治体の平均比率（Ｒ８下限額／Ｒ７最低賃金額）を令和９年度に当てはめた場合

４自治体（越谷市、草加市、野田市、足立区）の平均比率　１１１.１０％

１，１９６円　×　１１１.１０％　≒　**１，３２８円**

※令和４年度労働報酬等審議会において、条例導入自治体の加重平均を参考にする際、全国ではなく近隣自治体に絞った加重平均を参考とすべきとの意見があったことから、上記４自治体の平均比率により試算

② 最低賃金上昇率を基に試算

○埼玉県の最低賃金上昇率の平均をもとに金額を算出した場合

＜過去５年間＞

Ｒ４～Ｒ８　５年間の上昇率平均　４．６２％

１，１９６円　×　１０４.６２％　＋　２０円（平均差額程度）　≒　**１，２７１円**

＜過去３年間＞

Ｒ６～Ｒ８　３年間の上昇率平均　５．１７％

１，１９６円　×　１０５.１７％　＋　２０円（平均差額程度）　≒　**１，２７７円**

○近隣自治体（埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県の７自治体）の最低賃金上昇率の平均をもとに金額を算出した場合

＜過去５年間＞

Ｒ４～Ｒ８　５年間の上昇率平均　４．７７％

１，１９６円　×　１０４.７７％　＋　２０円（平均差額程度）　≒　**１，２７３円**

＜過去３年間＞

Ｒ６～Ｒ８　３年間の上昇率平均　５．３７％

１，１９６円　×　１０５.３７％　＋　２０円（平均差額程度）　≒　**１，２８０円**

労働報酬下限額の設定状況

年度	下限額	設定経過等
H２９	９３０円	最低賃金に３年間の伸び率を１０％程度と想定して８４５円（当時の最低賃金額）×１１０％≒９３０円。平成２８年度臨時職員賃金９３０円と同額。
H３０	９６０円	最低賃金に３年間の伸び率を１０％程度と想定して８７１円（当時の最低賃金額）×１１０％≒９６０円。
R元	９６０円	下限額の適用を年度ごとに変更したことで、最低賃金の３年間の伸び率を考慮する必要をなくし、今後は他自治体の最低賃金との比率の平均を算出して、最低賃金に乗じた額を参考にすることになったため、その平均比率から計算した金額が９４０円であり９６０円未満であることから据え置きとした。
R２	９８５円	他自治体の最低賃金との比率の平均と最低賃金の上昇額から考慮して、他自治体との平均に近づけるため、今までの最低賃金との比率から少し下げる割合で設定した。
R３	９８７円	新型コロナウイルス等の影響により最低賃金が前年２円増（埼玉県）止まりとなったため、同様に２円増のみとした。
R４	１，００９円	越谷市会計年度任用職員賃金が１，００９円であることを踏まえ、賃金水準を合わせる形が望ましいとし、労働報酬下限額も１，００９円とした。
R５	１，０３５円	越谷市及び近隣３市（野田市、草加市、足立区）の最低賃金額と下限額の平均比率を適用し、１，０３５円とした。
R６	１，０９０円	東京都内及び近隣自治体の下限額の平均１，０９３円と関東圏内の自治体の平均１，０８７円の間の１，０９０円とした。
R７	１，１６０円	公契約条例導入自治体の平均比率による試算のほか、最低賃金の上昇傾向及び東京都の最低賃金を考慮し、１，１６０円とした。
R８	１，２４４円	公契約条例導入自治体のうち近隣自治体の下限額と最低賃金の平均比率を考慮し、１，２４４円とした。

付帯意見の抜粋

平成３０年度

⑴ 労働報酬下限額を適用している各地方公共団体の労働報酬下限額と、設定しようとする際に現に発効している最低賃金（以下「最低賃金」という。）との比率の平均を算出し、当該比率を最低賃金に乗じて得た額等を参考に本市の労働報酬下限額を検討することが望ましい。

令和元年度

⑴ 業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、会計年度任用職員の賃金水準も考慮した取扱いとすることが望ましい。